

平成 28 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 158 号 工事請負契約について・・・・・・・・・・ 1
- 2 議案第 167 号 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について  
・・・・・・・・・・ 5

◎所管事項

- 1 中山間地域でのワークショップによる調査結果について ・・・・・・ 17
- 2 「三重県権限移譲推進方針」の第 2 次改定について・・・・・・・・ 21
- 3 競技力向上の取組について ・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 南部地域の活性化に向けた取組について・・・・・・・・・・・・ 35
- 5 審議会等の審議状況について ・・・・・・・・・・・・・・ 41

○添付資料

開館 10 周年記念企画展 「熊野古道センター 10 年の歩み」(チラシ)

平成 28 年 12 月 12 日  
地域連携部

議案第 158 号 工事請負契約について				
工 事 名		三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（競技施設）工事		
施 工 場 所		伊勢市宇治館町地内		
契 約 金 額		580,219,200 円（消費税等含む）		
請 負 者 住 所 氏 名		東京都中野区東中野 3 丁目 20 番 10 号 日本体育施設・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 日本体育施設株式会社 東京支店 支店長 田倉 嘉之		
契 約 工 期		議決日から 300 日間		
工事内容 陸上競技場整備（1 周 400m 9 レーン、日本陸連第 1 種公認） ウレタン舗装工 13,353 m <sup>2</sup> 芝生舗装工 8,714 m <sup>2</sup> 陸上競技施設整備工 1 式 排水溝整備工 1,155m 排水暗渠整備工 858m 電気管路工 4,200m ハンドホール設置工 105 箇所 既設施設撤去工 1 式			共同企業体構成員 伊勢市下野町 600 番地の 13 株式会社 西邦建設 代表取締役 西口 竜矢	
契約方法		一般競争入札		
入 札 状 況	年月日	平成 28 年 10 月 13 日	評価値	評価値 2.17407 (最高値 2.17407 最低値 2.13688)
	業者数	3 社	入札価格	最低 580,208,400 円（消費税等含む） 537,230,000 円（消費税等抜き）
				最高 580,219,200 円（消費税等含む） 537,240,000 円（消費税等抜き）
	回数	1 回	予定価格	644,679,000 円（消費税等含む） 596,925,000 円（消費税等抜き）

## 入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 平成28年10月13日

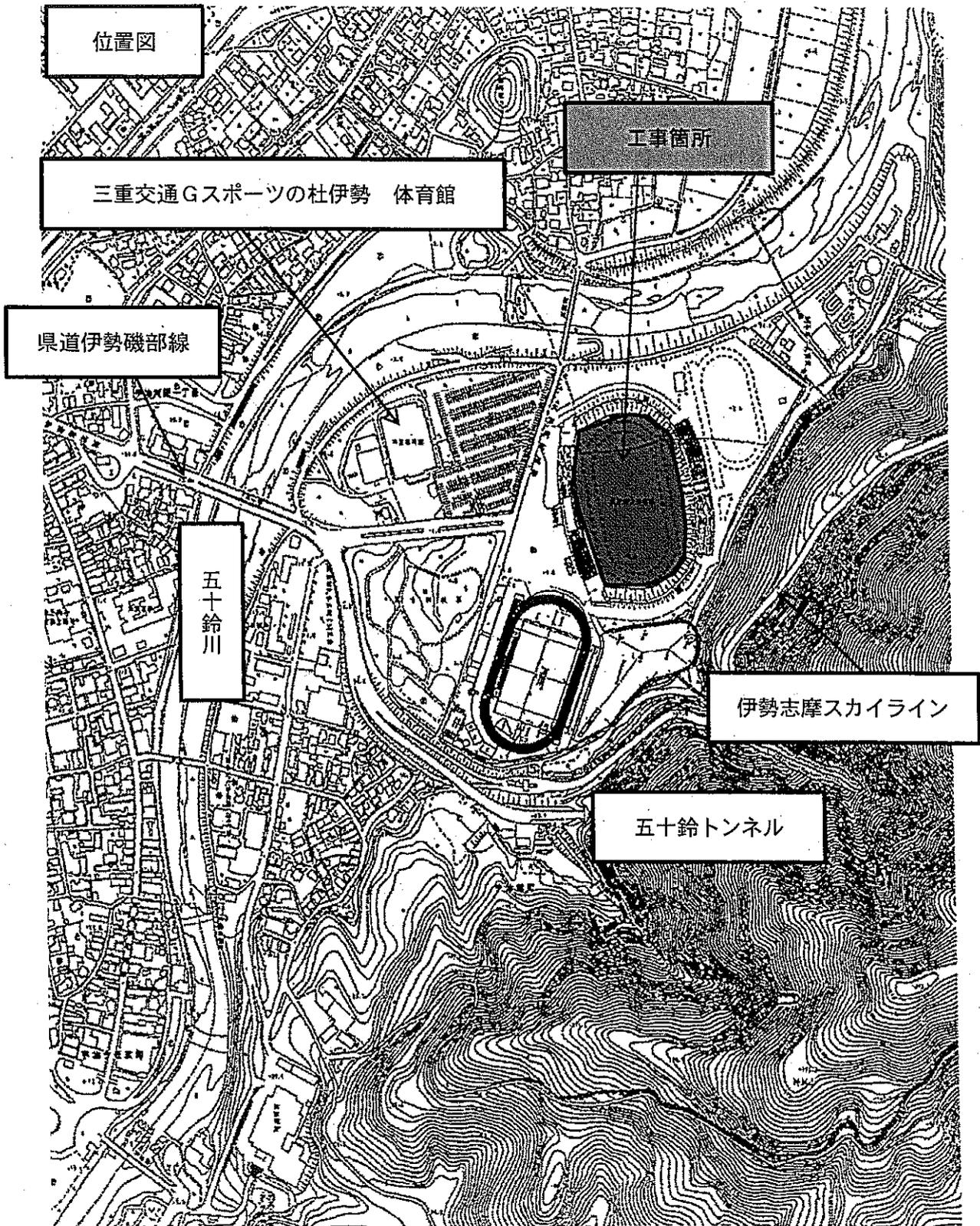
工事番号 201602012042803604

工事名 平成28年度ス推第1001-分0001号三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備 (競技施設) 工事

履行場所 伊勢市宇治館町地内

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算額	評価値	
1	日本体育施設・西邦特定建設工事共同企業体	537,240,000	116.8	2.17407	落札決定
2	奥アンツーカ・森組特定建設工事共同企業体	537,230,000	114.9	2.13874	
3	長谷川体育・山野特定建設工事共同企業体	537,230,000	114.8	2.13688	
<p>上記金額は、消費税及び地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。          また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた値を入札額（千万円単位）にて除した値（小数第六位切捨て）です。</p>					

【議案第158号】





## 2 議案第 167 号 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第 167 号「三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

地域連携部が所管している三重県立ゆめドームうえのについて、平成 29 年 4 月 1 日から新たな指定管理者による管理を行わせるため、三重県立ゆめドームうえの条例（平成 9 年三重県条例第 57 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県立ゆめドームうえの
- (2) 設置場所 三重県伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地の 3

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目 12 番 1 号  
名称 日本環境マネジメント株式会社  
代表者 代表取締役 片山 安茂

### 5 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況（受付順）

指定管理者の募集を平成 28 年 7 月 22 日（金）から平成 28 年 9 月 2 日（金）まで行った結果、次の 3 事業者から申請がありました。

- ・ 株式会社河合楽器製作所（静岡県浜松市中区寺島町 200 番地）
- ・ 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ（東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 3 番地 4）代表団体 三幸株式会社
- ・ 日本環境マネジメント株式会社（埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目 12 番 1 号）

#### (2) 選定委員会による審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県立ゆめドームうえの指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

#### ア 選定委員会構成員

委員長 高橋 秀治 (三重大学人文学部教授)  
委員 山出 美材 (伊賀市体育協会副会長)  
委員 辻村 美樹 (公認会計士・税理士)  
委員 西出 孝子 (上野商工会議所女性会会長)  
委員 廣島 悦子 (公募委員)

#### イ 審査の経過

平成 28 年 7 月 21 日 (木) 第 1 回選定委員会 (審査基準及び配点表の審議)

平成 28 年 10 月 5 日 (水) 第 2 回選定委員会 (ヒアリング審査)

平成 28 年 10 月 18 日 (火) 第 3 回選定委員会 (総合審査)

#### ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

※ 別紙「提案内容及び審査の概要」

#### エ 審査結果 (評価点数 1,250 点満点)

第 1 順位 日本環境マネジメント株式会社 (評価点 895 点)

第 2 順位 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ (評価点 891 点)

第 3 順位 株式会社河合楽器製作所 (評価点 736 点)

#### オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目 12 番 1 号

名称 日本環境マネジメント株式会社

代表者 代表取締役 片山 安茂

#### カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、県として次の項目に優位性が認められることから、選定しました。

- ・ 三重県立ゆめドームうえのの設置目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・ 専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・ 施設管理の実績が豊富で、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有すること。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### (1) 県民サービスの向上

- ・ 施設利用受付期間が3日前までに締め切っていたのを、利用する時間の直前まで受け付けることになり、また、施設利用予約受付時間が午後5時に締め切っていたのを、午後10時（閉館）まで受け付けることになるので、仕事帰りに気軽にスポーツを楽しめるなど利用者の利便性が向上されることとなります。
- ・ 幼児期・青少年期・壮年期・中年期・高齢期に応じた各種教室が開催されるので、ライフステージに応じて幅広いプログラムサービスを選択できるようになります。
- ・ 季節ごとのロビーイベントの実施、Wi-Fiアクセスポイントの設置により利用者の満足度が向上されます。

### (2) 経費の状況

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
200,265千円	200,201千円	64千円

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な事項は、次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインの普及、次世代育成支援、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めず。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についてのリスク分担を予め定めず。

設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合等については、指定管理者がリスクを負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めず。

(7) 業務報告書の提出

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めず。

なお、県は、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

(8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めず。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、随時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を

満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 28 年 12 月	指定管理者の指定
平成 29 年 3 月	協定書の締結
平成 29 年 4 月	指定管理者による指定管理の開始



提案内容及び審査の概要(三重県立ゆめドームうえの)

審査基準/県が求めた水準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	事業計画要旨																																																					
			日本環境マネジメント株式会社	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ	株式会社河合楽器製作所																																																			
<p>1 県民の平等な利用を確保</p> <p>a 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>b 成果目標と自己評価</p> <p>c 企業(団体)の社会的責任</p>	<p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者数 105,000人/毎年度</li> <li>施設利用率 85%/毎年度</li> <li>競技場(火曜日昼間)利用率 45%/毎年度</li> </ul>	200点	<p>・設置目的、募集要項に定める県の運営方針、国のスポーツ基本計画、みえ県民力ビジョン(第二次行動計画)、三重県スポーツ推進条例、三重県スポーツ推進計画、三重県のスポーツ実施状況、全国のスポーツ実施状況、子供の体力・運動能力</p> <p>■当社が指定管理者として公共施設を管理運営する上での基本理念は次の4点。</p> <p>①公正・公平・透明さに徹底した施設運営 ②安全・安心な施設づくり ③官民協働による施設価値を最大限に高める運営 ④創意工夫や業務革新への不断のチャレンジ</p> <p>■成果目標を設定し、日次・月次で進捗確認し、PDCAサイクルを実行。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果目標</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設利用者数(人)</td> <td>105,000</td> <td>105,000</td> <td>105,000</td> <td>105,000</td> <td>105,000</td> </tr> <tr> <td>2 施設利用率(%)</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>3 競技場(火曜日昼間)利用率(%)</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>4 事業計画主要事項の履行率(%)</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>100-a</td> </tr> <tr> <td>5 スタッフの機嫌の満足度(%)</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>6 施設サービスの満足度(%)</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>7 施設の総合的な満足度(%)</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>■各種法令を遵守し、コンプライアンスを徹底した施設運営を実施。</p> <p>■ISO14001認証取得企業として、温室効果ガス削減への取組み、5Rの徹底、グリーン電力の活用検討、電気使用のデマンド管理、各種環境活動を実施。</p>	成果目標	H29	H30	H31	H32	H33	1 施設利用者数(人)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	2 施設利用率(%)	85	85	85	85	85	3 競技場(火曜日昼間)利用率(%)	45	45	45	45	45	4 事業計画主要事項の履行率(%)	70	80	90	100	100-a	5 スタッフの機嫌の満足度(%)	90	90	90	90	90	6 施設サービスの満足度(%)	90	90	90	90	90	7 施設の総合的な満足度(%)	90	90	90	90	90	147点	<p>「三重県立ゆめドームうえの」の設置目的を踏まえ、①管理理念、②施設運営における基本方針、③適切な管理運営をするための方針を柱に、当施設における設置目的の達成を目指す。</p> <p>三重県の将来に向け、多様化するスポーツへのニーズに対応できる地域の指導者の育成と確保、資質の向上や有効活用を推進する。また、誰もがそれぞれの年齢や体力、技術レベル、目的に応じ、身近な場所で多様なスポーツ活動を実践できるように、当施設において地域の実情に応じた生涯スポーツ環境の醸成を目指す。</p> <p>【施設利用者目標値】 利用者数目標値 H29: 88,232人 H30: 92,202人 H31: 96,352人 H32: 100,687人 H33: 105,218人</p>	142点	<p>【笑顔が似合う施設づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県の「健康づくり基本計画」、及び、ゆめドームの目的を熟知した上で、目的達成に向け、次の3項目を、カワイイは最重要課題と位置づけ、管理運営を進める。</li> <li>(1) 県民の健康づくり拠点としての機能を高める。</li> <li>・子供から高齢者までの健康づくりを支える。</li> <li>＜世代別運動機会の提供＞</li> <li>世代 望ましい姿 施設内自主事業 地域推進事業</li> <li>幼児期 みずから運動に取組む 幼児クラス 運動機能検査</li> <li>児童期 精錬化された動きを身につける 児童クラス 出前教室</li> <li>青年期 運動を習慣化する 会員制トレーニング 体力測定</li> <li>中高年期 生活習慣病予防の運動に取組む 健康教室 70代から</li> <li>A 高齢期 自分の体を操作できる 介護予防教室 介護予防事業</li> </ul> <p>(2) 誰もが安心して利用できる安全な施設づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カワイイは利用者の満足度の指標を「笑顔」と捉えている。</li> <li>利用者が「笑顔」でいられるために、「安全であること」は大前提です。利用者の方に施設を安全にご利用いただくための措置を積極的に講じる。また、社会的弱者への配慮とともに、公平・公正な利用を実現する。</li> </ul> <p>(3) 指定管理者制度のメリットを最大限発掘する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス・危機管理体制の構築・個人情報の保護等を万全とすることで社会的責任を果たす。</li> </ul> <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間施設利用者数 105,000人</li> <li>年間施設利用率 85%</li> <li>火曜日の利用率向上 45%</li> </ul>	122点
成果目標	H29	H30	H31	H32	H33																																																			
1 施設利用者数(人)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000																																																			
2 施設利用率(%)	85	85	85	85	85																																																			
3 競技場(火曜日昼間)利用率(%)	45	45	45	45	45																																																			
4 事業計画主要事項の履行率(%)	70	80	90	100	100-a																																																			
5 スタッフの機嫌の満足度(%)	90	90	90	90	90																																																			
6 施設サービスの満足度(%)	90	90	90	90	90																																																			
7 施設の総合的な満足度(%)	90	90	90	90	90																																																			
<p>2 施設等の効用の最大限の発揮と県民サービスの向上</p> <p>a 利用料金の設定、収受方法、減免等</p> <p>b 利用時間・休館日</p> <p>c 貸館業務の手続き</p> <p>d 自主事業</p> <p>e 利用者サービス向上策</p> <p>f 広報活動</p> <p>g 利用増大策</p> <p>h 他団体・地域との連携</p> <p>i 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映</p> <p>j 施設経営の実績</p>	<p>利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適切か・公益上必要と認められるか。</p> <p>利用者の利便性を考慮したものであるか。</p> <p>利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか。</p> <p>自主事業は具体的に独創性があり、地域の豊かなコミュニケーションづくりにつながるか。</p> <p>利用者のニーズ(満足度)を考慮したものであるか。</p> <p>業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか。</p> <p>具体的に適切か、独創性があり実行が可能か、利用者増につながるか。</p> <p>具体的に提案されているか、施設や利用者へのメリットがあるか。</p> <p>どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足度の向上につながるか。</p> <p>同種の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った実績があるか。</p>	400点	<p>■利用料金、休館日は現状を踏襲。</p> <p>■予約手続きの利便性の向上。</p> <p>①予約申請期間 現在:「午後5時～10時までの利用は3日前までに申請」 変更案:「利用する時間にかかわらず、利用する時間までに申請」</p> <p>②受付時間 現在:「午前9時～午後5時」 変更案:「午前9時～午後10時(閉館まで)」</p> <p>■自主事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じた18種の教室、スポーツフェスティバル、スポーツ推進月間キャンペーン、フットサル大会、スポーツ婚活等を実施。</li> <li>・無料体験、1回参加可能等、参加しやすい仕組みづくり。</li> </ul> <p>■サービス向上策として、接遇の強化、トレーナーの配置、スポーツ用品の貸し出し、Wi-Fiアクセスポイントの設置、自動販売機の増設、受動喫煙の防止等。</p> <p>■広報活動として、オリジナルHP・Facebookページの作成、積極的なプレスリリース、施設予約状況の掲示・HP掲載、企業等への訪問営業等を実施。</p> <p>■地域連携として、人材活用、商工会等への加入、三重県PRキャラ誘致等を実施。</p> <p>■体育施設を中心に、41物件131施設の指定管理者実績。</p>	308点	<p>公の施設を預かる立場を十分認識して、コンプライアンスに基づき、公共性・中立性・透明性を確保した上で利用者の利便性を高める運営管理を行う。</p> <p>運営の基本方針としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①サービスの向上</li> <li>②営業・企画力の強化(広報・自主事業)</li> <li>③業務の自営化、省エネ対策による経費削減</li> <li>④県民に愛される施設運営。</li> </ol> <p>当グループは、指定管理者として20案件90施設の運営実績を有する。この経験から培ったノウハウを本施設の運営に活かし、グループの連携体制により安心安全な管理運営を行う。</p>	306点	<p>【カワイイならでの自主事業の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カワイイの強みである自主事業については、施設を利用した各種教室・イベントの実施、及び、周辺の企業や公的施設(幼稚園、小学校他)への出前事業の実施により、サービス向上に努める。</li> <li>・成果目標の達成を目指し、利用者サービス向上策、広報活動、他団体・地域との連携等の充実を努める。</li> <li>・「公共サービス従事者」としての自覚と責任を持ち、公平・平等な利用・サービスを提供していく。</li> <li>・利用者の利便性が最重要と考え、利用料金・利用時間・休館日等を現行の制度を踏襲する。</li> </ul>	234点																																																

提案内容及び審査の概要(三重県立ゆめドームうえの)

審査基準/県が求めた水準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	事業計画要旨																																																																																																																																																																												
			日本環境マネジメント株式会社	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ	株式会社河合楽器製作所																																																																																																																																																																										
<p>3 施設等の適切な維持管理</p> <p>a 維持管理業務全般の基本的な考え方や管理方法</p> <p>b 利用者の安全確保策、事故防止策</p> <p>c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p> <p>d 個人情報保護</p> <p>e 情報公開</p>	<p>現在の維持管理レベルは保たれているか、改善されているか。</p> <p>施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト削減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか。</p> <p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか。</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。</p> <p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか。</p> <p>緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか。</p> <p>個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。</p> <p>情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。</p>	350点	<p>■保守管理は、保守点検計画表、作業チェック表等に基づき、安全第一で実施。</p> <p>■日常清掃の内製化で迅速かつ柔軟な対応とバイオ洗剤での徹底したトイレ清掃。</p> <p>■事故防止対策として、マニュアル整備、ヒヤリハット事例集の作成、全スタッフが普通救命講習を受講、熱中症計の設置、各種保険への加入、緊急連絡網の整備、施設内危険箇所事前チェック等を実施。</p> <p>■防犯対策として、マニュアル整備、巡回の徹底、カラーボールの設置等を実施。</p> <p>■防災対策として、マニュアル整備、避難訓練の実施、防災マップの掲示等を実施。</p> <p>■災害等の緊急時、傷病事故発生時の対応フローの整備。</p> <p>■個人情報保護について、ISO27001取得企業として、個人情報保護法等の遵守、マニュアルの作成、全スタッフへの研修等徹底した管理の実施。</p> <p>■情報公開請求に対しては、経営の健全性・透明性の確保の観点から、法令に基づく非公開情報を除き、積極的に公開。</p>	247点	<p>当グループは、中部地区のスポーツ施設において長年、プール監視業務、受付業務、設備管理業務、清掃業務、警備業務等を受託して来た。</p> <p>当施設の管理にこの経験・ノウハウを活用する。</p> <p>当グループは、利用者が常に「安全性」「快適性」「利便性」を感じ、施設を利用できるように予防保全を基本とした施設の管理を行う。</p> <p>また、総括責任者をはじめとした全てのスタッフが一丸となり利用者にとって安全で快適な施設環境づくりに取り組む。</p>	241点	<p>【安心・安全・快適な施設管理】</p> <p>・ゆめドームは県民の皆様が健康づくりを実践するための施設です。安全・安心・快適に利用いただけるよう、日常点検や安全管理に努めていく。</p> <p>・そのために、職員の教育・研修の充実を図り、サービスの向上に努めていく。</p> <p>・効率よく管理業務を進めるために、管理業務の委託（現在の委託先を中心に）を踏襲する。</p>	206点																																																																																																																																																																							
<p>4 経費の削減</p> <p>a 収支計画の積算の考え方</p> <p>b コスト削減の考え方</p>	<p>●指定管理料の上限 総額 200,265千円 平成29年度 40,053千円 平成30年度 40,053千円 平成31年度 40,053千円 平成32年度 40,053千円 平成33年度 40,053千円</p> <p>収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか。</p> <p>果費負担額が軽減されているか。</p> <p>コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか。</p>	150点	<p>■収入については、提案する各種取組みを実施することでお客様数と稼働率の向上による利用料金収入を増加させるとともに、当社の実績とノウハウを生かした多数の教室・イベントの開催により、収入増につなげる。</p> <p>■支出については、常勤の施設長と副施設長（トレーナー）を配置するとともに、日常清掃を内製化することにより人件費増。</p> <p>一方、委託費については、日常清掃内製化と、当社のビルメンテナンス業の実績を活かして削減。</p> <p>■コスト削減の取組みは、電気契約の見直し、電気使用のデマンド管理、相見積もりの徹底、ちらし等作成の内製化、IPの独自開発等を実施。</p>	96点	<p>現在の料金設定は条例より低価格で、利用区分の稼働率をよく勘案された料金設定となっている。</p> <p>当グループは、</p> <p>①現行料金設定が多くの利用者に認知されていること。</p> <p>②毎年施設利用者が増加している。これらの経緯から現行同様の料金設定を継続する。</p> <p>更に当グループは利用促進とサービス向上のため、自主事業による教室事業及びイベント事業の開催、トレーニング室へのスタッフ配置をする。</p>	100点	<p>【県財政への貢献】</p> <p>・地域のニーズを考慮した多様なプログラムを提案・提供することで、収益の向上を図り、そこで得た収益を人件費に充当し、サービス向上に繋げるとともに、指定管理料の削減にも努める。</p>	82点																																																																																																																																																																							
			<p>日本環境マネジメント株式会社</p> <p>【収支計画書】 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>60,497</td> <td>60,631</td> <td>60,765</td> <td>60,899</td> <td>61,033</td> <td>303,825</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>40,047</td> <td>40,044</td> <td>40,040</td> <td>40,037</td> <td>40,033</td> <td>200,201</td> </tr> <tr> <td>利用料金収入</td> <td>17,200</td> <td>17,337</td> <td>17,475</td> <td>17,612</td> <td>17,750</td> <td>87,374</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>2,550</td> <td>2,550</td> <td>2,550</td> <td>2,550</td> <td>2,550</td> <td>12,750</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>60,497</td> <td>60,631</td> <td>60,765</td> <td>60,899</td> <td>61,033</td> <td>303,825</td> </tr> </tbody> </table>	年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計	収入計	60,497	60,631	60,765	60,899	61,033	303,825	内訳							指定管理料	40,047	40,044	40,040	40,037	40,033	200,201	利用料金収入	17,200	17,337	17,475	17,612	17,750	87,374	自主事業収入	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	12,750	その他収入	700	700	700	700	700	3,500	支出計	60,497	60,631	60,765	60,899	61,033	303,825		<p>三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ</p> <p>【収支計画書】 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>65,536</td> <td>65,622</td> <td>65,688</td> <td>66,083</td> <td>66,269</td> <td>329,378</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>39,998</td> <td>39,903</td> <td>39,966</td> <td>39,997</td> <td>39,997</td> <td>199,861</td> </tr> <tr> <td>利用料金収入</td> <td>18,034</td> <td>18,215</td> <td>18,398</td> <td>18,562</td> <td>18,766</td> <td>91,997</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>6,904</td> <td>6,904</td> <td>6,904</td> <td>6,904</td> <td>6,904</td> <td>34,520</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>65,536</td> <td>65,622</td> <td>65,688</td> <td>66,083</td> <td>66,269</td> <td>329,378</td> </tr> </tbody> </table>	年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計	収入計	65,536	65,622	65,688	66,083	66,269	329,378	内訳							指定管理料	39,998	39,903	39,966	39,997	39,997	199,861	利用料金収入	18,034	18,215	18,398	18,562	18,766	91,997	自主事業収入	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	34,520	その他収入	600	600	600	600	600	3,000	支出計	65,536	65,622	65,688	66,083	66,269	329,378		<p>河合楽器製作所</p> <p>【収支計画書】 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>310,250</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>39,500</td> <td>39,500</td> <td>39,000</td> <td>39,000</td> <td>38,500</td> <td>195,500</td> </tr> <tr> <td>利用料金収入</td> <td>16,000</td> <td>16,000</td> <td>16,250</td> <td>16,250</td> <td>16,500</td> <td>81,000</td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>6,250</td> <td>6,250</td> <td>6,500</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>62,050</td> <td>310,250</td> </tr> </tbody> </table>	年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計	収入計	62,050	62,050	62,050	62,050	62,050	310,250	内訳							指定管理料	39,500	39,500	39,000	39,000	38,500	195,500	利用料金収入	16,000	16,000	16,250	16,250	16,500	81,000	自主事業収入	6,000	6,000	6,250	6,250	6,500	31,000	その他収入	550	550	550	550	550	2,750	支出計	62,050	62,050	62,050	62,050	62,050	310,250
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計																																																																																																																																																																									
収入計	60,497	60,631	60,765	60,899	61,033	303,825																																																																																																																																																																									
内訳																																																																																																																																																																															
指定管理料	40,047	40,044	40,040	40,037	40,033	200,201																																																																																																																																																																									
利用料金収入	17,200	17,337	17,475	17,612	17,750	87,374																																																																																																																																																																									
自主事業収入	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	12,750																																																																																																																																																																									
その他収入	700	700	700	700	700	3,500																																																																																																																																																																									
支出計	60,497	60,631	60,765	60,899	61,033	303,825																																																																																																																																																																									
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計																																																																																																																																																																									
収入計	65,536	65,622	65,688	66,083	66,269	329,378																																																																																																																																																																									
内訳																																																																																																																																																																															
指定管理料	39,998	39,903	39,966	39,997	39,997	199,861																																																																																																																																																																									
利用料金収入	18,034	18,215	18,398	18,562	18,766	91,997																																																																																																																																																																									
自主事業収入	6,904	6,904	6,904	6,904	6,904	34,520																																																																																																																																																																									
その他収入	600	600	600	600	600	3,000																																																																																																																																																																									
支出計	65,536	65,622	65,688	66,083	66,269	329,378																																																																																																																																																																									
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合計																																																																																																																																																																									
収入計	62,050	62,050	62,050	62,050	62,050	310,250																																																																																																																																																																									
内訳																																																																																																																																																																															
指定管理料	39,500	39,500	39,000	39,000	38,500	195,500																																																																																																																																																																									
利用料金収入	16,000	16,000	16,250	16,250	16,500	81,000																																																																																																																																																																									
自主事業収入	6,000	6,000	6,250	6,250	6,500	31,000																																																																																																																																																																									
その他収入	550	550	550	550	550	2,750																																																																																																																																																																									
支出計	62,050	62,050	62,050	62,050	62,050	310,250																																																																																																																																																																									

提案内容及び審査の概要(三重県立ゆめドームうえの)

審査基準/県が求めた水準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	事業計画要旨					
			日本環境マネジメント株式会社	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ	株式会社河合楽器製作所			
5 必要な人員及び財政的基盤 a 職員の雇用形態、勤務形態(勤務時間、休日設定など)、業務内 b 職員の配置、勤務ローテーション c 職員の人材育成の基本方針、研修計画等 d 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	組織及び責任体制は明確で適切か、提案事業が実施できる体制か、効率的な体制か。 人員配置及び勤務体制は適切か、人員の確保は確実にできるか。 どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか。 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。	150点	■施設には、施設長1名、副施設長(トレーナー)1名、マルチスタッフ6名、清掃スタッフ2名を配置し、常時2名以上を配置。 ■エリアを統括する本社担当として、エリアマネージャー、サブマネージャーがサポートするとともに、本社のビルマネジメント部、総務部等がバックアップ。 ■シフト交代時の申し送り、日報による情報共有等スタッフ間連携の徹底。 ■本社への日報提出、毎月1回の全スタッフ職場ミーティング、エリアの施設長を集めたエリア会議により、施設本社間連携の徹底。 ■施設長による営業活動日の設定。 ■採用について、三重県民の雇用、関係法令の遵守等を徹底。 ■研修は、全スタッフが受講する新人研修(指定管理者制度、マナー、緊急時対応、人権、清掃、個人情報保護等)、責任者クラスが受講する施設長研修、毎年実施する各種継続研修を実施するとともに、普通救命講習を全スタッフが受講。 ■会社の経営状況は、2期連続増収増益、借入金0、自己資本額が毎年増額しており、経営指標として、流動比率444.0%、自己資本比率82.4%。	97点	当施設の管理体制としては、全体の管理責任者として総括責任者を配置する。 総括責任者の下に、「副総括責任者」、「運営責任者」をそれぞれ配置することで、安定した管理運営体制の構築を図る。 施設に配属するスタッフは専門技術・知識を有する者を配属する。 また、責任者には他施設の館長・副館長クラス経験者を配置することで、円滑な施設運営を実行する体制を構築する。	102点	【50年の歴史にて培ったノウハウを活かした体制づくり】 ・リオオリンピックで団体金メダルをとった体操男子監督の水鳥氏もアドバイザーとしてバックアップする。 ・利用者サービスの更なる向上を図る組織及び人員とする。 ・採用は継続雇用を前提とする。また、採用に当たっては地域住民を最優先とし、地域人材の活用(雇用創出、指導員としての活用など)を推進する。	92点
総合審査結果		1,250点		895点	891点	736点		

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂
選定委員会の講評	委員会としては、選定基準に基づく審査により、総合的に最も高い評価を得た者が指定管理者として最も相応しいと判断し、得点合計第1位の申請者が指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められた。

# 1 中山間地域でのワークショップによる調査結果について

## 1 目的

中山間地域の将来像と地域の課題やニーズなどを調査するため、地域住民や企業・団体等、行政などの様々な主体が参加して、地域の将来について語り合い、果たすべき役割や行動等を考えるワークショップを開催しました。

## 2 開催状況（県内4地域 参加者125名）

### 【亀山市 加太地域】

平成28年8月20日（土）13:00～16:00

実施場所：亀山市林業総合センター 参加者：36名

### 【松阪市 川俣地域】

平成28年8月21日（日）13:00～16:00

実施場所：松阪市飯高総合開発センター 参加者：31名

### 【津市 美里地域】

平成28年9月9日（金）19:00～21:30

実施場所：津市美里社会福祉センター 参加者：29名

### 【伊賀市 阿波地域】

平成28年9月10日（土）19:00～22:00

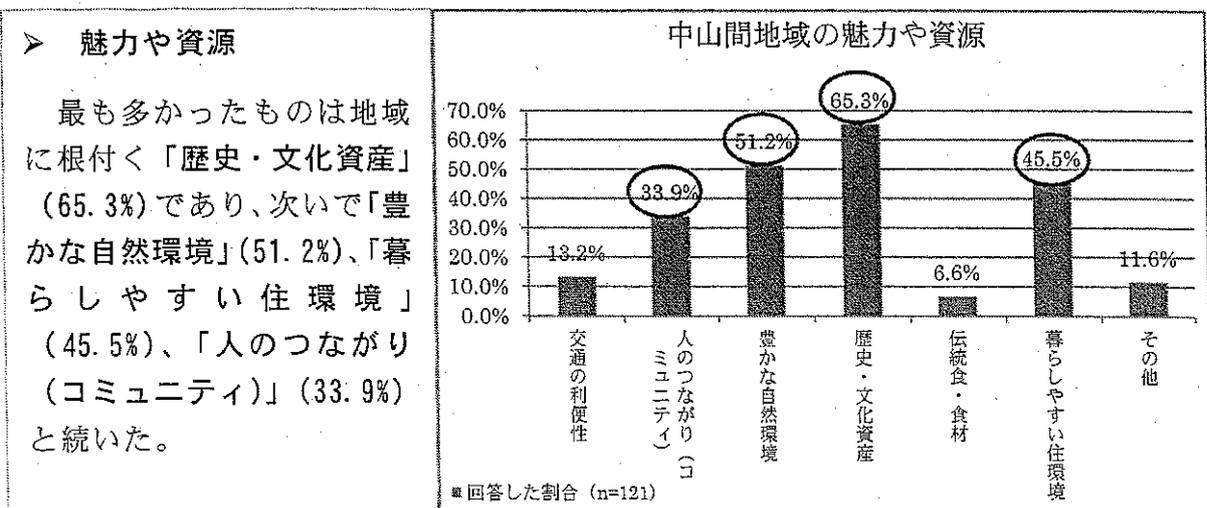
実施場所：伊賀市阿波地区市民センター 参加者：29名

## 3 調査結果の概要

調査票によるアンケート調査では表れにくい本音や、参加者間での対話により深く思慮された意見を引き出すとともに、住民同士の対話を通じて主体性を引き出すことで、住民が主体となった新たな取組につながる効果も期待し、ワークショップの手法を用いて調査を行いました。

### (1) 調査項目：中山間地域の魅力や不安等

中山間地域の住民が、日頃の生活の中で感じている、魅力や資源、不安や不満に思うことを聴き取りました。

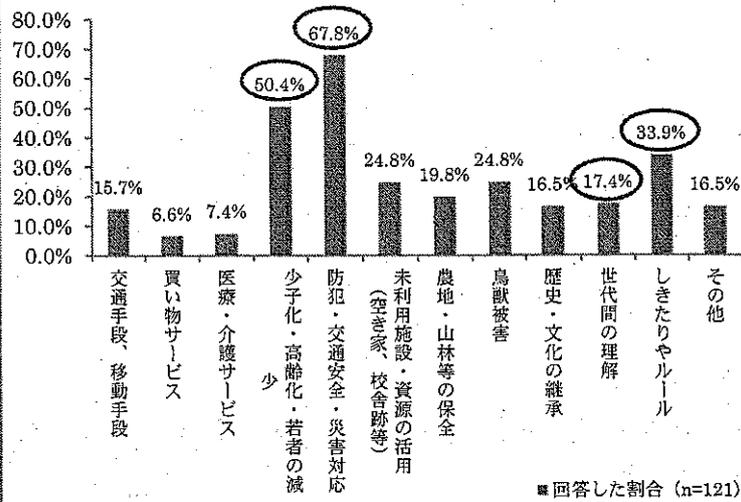


➤ 不安や不満

最も多かったものは地域の「防犯・交通安全・災害対応」(67.8%)であり、次いで「少子化・高齢化・若者の減少」(50.4%)、「しきたりやルール」(33.9%)と続いた。

また、「世代間での理解不足」(17.4%)を課題とする意見も比較的多かった。

中山間地域での暮らしの不安や不満



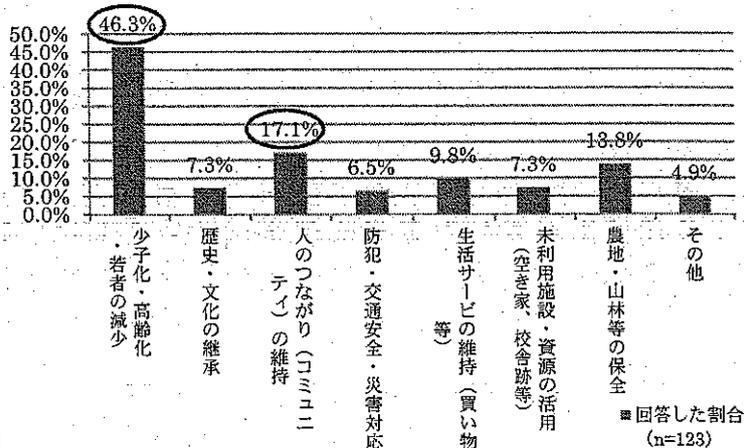
(2) 調査項目：地域の10年後を考えた時に気になる課題と理由

10年後という中長期的な視点で、特に気になる課題を選び、それがなぜ気になるのか、地域にどういった影響があるかを聴き取りました。

➤ 気になる課題

最も多かったのは「少子化・高齢化・若者の減少」に関すること(46.3%)であり、次いで「人のつながり(コミュニティ)の維持」に関すること(17.1%)と続いた。

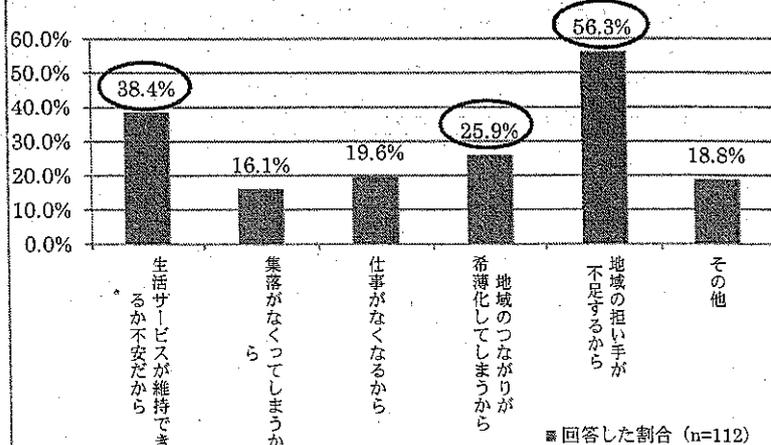
10年後を考えた時に気になる課題



➤ 気になる理由

最も多かったのは「地域の担い手が不足するから」(56.3%)であり、次いで「生活サービスが維持できるか不安だから」(38.4%)、「地域のつながりが希薄化してしまうから」(25.9%)と続いた。

10年後の課題として気になる理由



## 4 調査結果から見える地域の現状

### (1) 住民が考える地域の魅力や資源

住民の多くが、地域内の史跡や地域に根付く祭事、古くから伝わる伝統食などの「歴史・文化資産 (65.3%)」や、豊かな山林と美しい河川、これらを生かした自然体験などの「豊かな自然環境 (51.2%)」を、地域の魅力と考えています。

また、住民同士の見守りや助け合いなど「人のつながり [コミュニティ] (33.9%)」を、地域の魅力と感じている方も多く見られます。

### (2) 地域が抱える課題の多様化

住民が日頃の生活の中で感じている不安や不満は、「防犯・交通安全・災害対応 (67.8%)」に関するものが最も多く、次いで「少子化・高齢化・若者の減少 (50.4%)」、「鳥獣被害 (24.8%)」、空き家などの「未利用施設・資源の活用 (24.8%)」、「農地・山林等の保全 (19.8%)」、「歴史・文化の継承 (16.5%)」、「交通手段・移動手段 (15.7%)」などと多岐にわたっています。

また、人のつながり [コミュニティ] を地域の魅力と感じる一方で、「しきたりやルール (33.9%)」、「世代間の理解 (17.4%)」などの住民間での関係性に不満を抱えている様子も伺えます。

## 5 持続可能なコミュニティづくりに向けて

### (1) 地域の担い手育成の重要性

地域の10年後を考えた際には、「少子化・高齢化・若者の減少 (46.3%)」が最も気になる課題となっています。

また、10年後の課題に選んだ理由としては、「地域の担い手が不足 (56.3%)」するからという意見が最も多くなっています。

少子化・高齢化や若者の減少が進む中、地域でリーダー的な役割を担う住民が不足することで、人と人とのつながりに支えられている伝統行事や清掃作業などのコミュニティの活動が維持できなくなることに、住民が強い危機感を抱いている様子が伺えます。

こうしたことから、県内の中山間地域におけるコミュニティ機能を今後も維持していくためには、コミュニティでの活動を支える担い手の育成が重要となっています。

### (2) 人と人とのつながりの希薄化

また、「少子化・高齢化・若者の減少」に次いで「人のつながり [コミュニティ] の維持 (17.1%)」を10年後の課題とする方が多く見られ、その理由としては「地域のつながりが希薄化してしまうから (25.9%)」とする意見が多く見られました。

このように、人のつながり [コミュニティ] が希薄化することで、住民間の信頼関係や結び付きを維持できなくなることを危惧する様子が伺えること

から、その背景にある世代間での理解不足等を、住民間での対話を促すなどして解消することが、中山間地域のコミュニティを維持していくための重要な視点となっています。

今後、こうした結果を踏まえて、中山間地域に暮らす住民等が地域の魅力や資源を生かした取組を活性化することで、持続可能なコミュニティづくりが進むよう、市町等と連携して支援していきます。

## 2 「三重県権限移譲推進方針」の第2次改定について

現行の三重県権限移譲推進方針（第1次改定版）による権限移譲の推進期間が平成28年度で終了することから、今般、第2次改定を行うこととしています。

本改定に向け、昨年4月以降、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に「三重県権限移譲推進方針改定検討会議」を設置し、市町・県関係部局とともに検討を進めてきたところです。このたび、同会議での議論を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの権限移譲推進方針（第2次改定案）を別添のとおり取りまとめました。

### 1 現状と課題

本県では、6次にわたる一括法等、国の地方分権改革と歩調を合わせ、関連する一連の事務をまとめて移譲する包括的権限移譲により市町への権限移譲を推進してきた結果、事務の移譲が相当程度進展しました。全国的にも権限移譲が一定進み、国の分権改革の重点は、期間を区切った全国一律の集中的な取組から、地方の発意に根差した息の長い取組へ移ってきています。

こうした中、県においては、従来のような一括法による法定権限移譲の関連事務を中心とした移譲に加え、これまで以上に自主的な移譲の検討が必要とされています。同時に、市町は、近年の厳しい財政状況や行政改革による職員数の減少など、権限移譲の検討に際し個々の課題を抱えていることから、県においては、これらの課題を市町と協力して克服していくため、自発的かつ詳細にわたる移譲の検討が求められています。

### 2 改定のポイント

市町優先の原則（手挙げ方式の採用）等、現行方針の基本的な考え方は踏襲しつつ、移譲事務の重点化を図ることにより、移譲の効果や市町の抱える課題についてより詳細に検証を行い、移譲の効果が高いと認められる事務について、積極的に移譲を進めていきます。

#### （1）重点移譲事務の選定

住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上等、権限移譲の目的に特に寄与する事務や、一部の市町に移譲実績があり、足並みを揃えて移譲することが効果的な事務等として、市町との協議により「重点移譲事務」と位置付けたものについて、説明会や勉強会等により、地方分権担当部局と事務担当部局が一体となって重点的に権限移譲を推進します。

(平成 29 年度重点移譲事務の候補 平成 28 年 11 月末時点)

- ① 農地法 (農地転用許可等)
- ② 景観法 (景観計画の策定、計画に定めた行為に関する届出の受理・審査等)
- ③ 屋外広告物条例 (屋外広告物の表示にかかる許可事務等)

※重点移譲事務については、毎年度見直しを行うことにより、課題の検証等を集中化し、移譲の推進を図ります。

## (2) 移譲対象事務の拡充

市町からの提案募集を行うとともに、他府県における権限移譲の状況について、分析・情報提供等を行い、市町の意向に沿った移譲対象事務の拡充を図ります。

## (3) 市町への支援

従前の、地方財政法第 28 条第 1 項の規定に基づく「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置や、必要に応じた県職員の派遣、市町職員の受入研修などによる人的支援に加え、上記の情報面での支援を充実させ、移譲が円滑に進むよう努めます。

## (4) 広域連携の仕組みを活用した権限移譲

人員の確保や専門知識の習得等、単独の市町での受入れには課題があるものの、一部の地域で広域的に取り組むことで住民サービスの向上につながる事務などについて、連携協約や広域連合等の広域連携の仕組みを活用した権限移譲を県と市町で検討していきます。

## 3 方針改定に向けたこれまでの取組と今後の予定

### (1) これまでの取組

- 平成 27 年 4 月 ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)に「三重県権限移譲推進方針改定検討会議」を設置
- 8 月 ・他府県の状況調査
- 9 月 ・第 1 回検討会議の開催(現行方針の検証等)
- 9 月～10 月 ・市町及び県各部への意向調査
- 平成 28 年 1 月 ・第 2 回検討会議の開催(新方針の方向性等)
- 2 月 ・方針改定に係るアンケート調査の実施(市町・県各部)
- 5 月 ・市町訪問による意見交換
- ・第 3 回検討会議の開催(新方針の骨子案検討等)
- 8 月 ・他県視察(新方針の策定状況)
- 10 月 ・第 4 回検討会議の開催(新方針の改定案検討等)

### (2) 今後の予定

- 平成 29 年 3 月 ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(総会)
- 4 月 ・改定権限移譲推進方針の開始

三重県権限移譲推進方針第2次改定案  
(現行方針の概要との比較)

※下線部は現行方針からの変更部分

現行方針の概要	方針改定(案)
<p><b>1 方針改定の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年に「三重県権限移譲推進方針」を策定し、一層の権限移譲を推進した。</li> <li>県内における市町村合併の進展に加え国においては地方分権改革も進展した。</li> <li>市町はこれまで以上に自主性・自立性を高め、住民サービスの向上・地域課題の解決に主体的に取り組むことが求められる。</li> <li>さらなる権限移譲の推進と、国の地方分権改革を踏まえたより効果の高い権限移譲の実現に向け、「三重県権限移譲推進方針」を見直す。</li> </ul>	<p><b>1 方針改定の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の地方分権改革と歩調を合わせ、事務の移譲が相当程度進展した。</li> <li>国における改革は地方の発意に根差した取組へシフトしてきている。また、市町においても職員数の減少など、権限移譲の検討に際し、個々の課題を抱えている。</li> <li>県においてはこれまで以上に自発的な、詳細にわたる移譲の検討が求められている。</li> <li>移譲事務の重点化を図ることにより、移譲の効果や課題についてより詳細に検証を行い、移譲効果が高い事務について積極的に移譲を進め、県民・市町・県のそれぞれが移譲の成果を実感できるような権限移譲を推進する。</li> </ul>
<p><b>2 権限移譲推進の基本的考え方(県と市町の役割分担のあり方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「補完性の原則」を基本</li> </ul> <p><b>(権限移譲のあり方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的</li> </ul> <p><b>(権限移譲推進の5原則)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>① 住民の利便性向上の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町住民の利便性向上に資するような権限移譲</li> </ul> </li> <li><b>② 市町優先の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の自主性・主体性の向上に向けた包括的な移譲の推進</li> <li>移譲は市町の意向を尊重</li> </ul> </li> <li><b>③ 権限・財源の一体移譲の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な財源を権限と一体で移譲</li> </ul> </li> <li><b>④ 事務処理体制適正化の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町の事務処理体制を支援</li> </ul> </li> <li><b>⑤ 公正・透明性の確保の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公正で透明な手順の移譲協議</li> </ul> </li> </ol>	<p><b>2 権限移譲推進の基本的考え方(県と市町の役割分担のあり方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「補完性の原則」を基本</li> </ul> <p><b>(権限移譲のあり方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的</li> </ul> <p><b>(権限移譲推進の5原則)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>① 住民の利便性向上の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町住民の利便性向上に資するような権限移譲</li> </ul> </li> <li><b>② 市町優先の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の自主性・主体性の向上に向けた包括的な移譲の推進</li> <li>移譲は市町の意向を尊重</li> </ul> </li> <li><b>③ 権限・財源の一体移譲の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な財源を権限と一体で移譲</li> </ul> </li> <li><b>④ 事務処理体制適正化の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町の事務処理体制を支援</li> </ul> </li> <li><b>⑤ 公正性・透明性の確保の原則</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公正で透明な手順の移譲協議</li> </ul> </li> </ol>

### 3 権限移譲の方法

#### (1) 包括的権限移譲

- ・権限移譲は、関連する一連の事務をパッケージ化してまとめて移譲する「包括的権限移譲」を基本として進める。
- ・包括的権限移譲については、次の内容で構成するパッケージにより移譲を推進する。

- ①A型：法定権限移譲事務について、法で規定された移譲先以外の市町への移譲を進めるもの
- ②B型：法定権限移譲事務に関連する事務について、法定権限移譲事務に併せて移譲を進めるもの
- ③C型：その他、住民の利便性向上や県・市町の業務効率化につながる事務について、未移譲の市町に移譲を進めるもの

#### (2) 個別権限移譲

- ・その他、包括的権限移譲によらない場合で、住民の利便性や業務効率化などの面から権限移譲を行うときは、個別に移譲も可とする。

### 3 権限移譲の進め方

#### (1) 包括的権限移譲

- ・権限移譲は、関連する一連の事務をパッケージ化してまとめて移譲する「包括的権限移譲」を基本として進める。

#### (2) 個別的権限移譲

- ・その他、包括的権限移譲によらない場合で、住民の利便性や業務効率化などの面から権限移譲を行うときは、個別に移譲も可とする。

#### (3) 重点移譲事務の選定

- ・住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上等、権限移譲の目的に特に寄与する事務や、一部の市町に移譲実績があり、足並みを揃えて移譲することが効果的な事務等として、市町との協議により「重点移譲事務」と位置付けたものについて、説明会や勉強会等により、地方分権担当部局と事務担当部局が一体となって重点的に権限移譲を推進する。

#### (4) 移譲対象事務の拡充

- ・市町からの提案募集を行うとともに、他府県における権限移譲の状況について、分析・情報提供等を行い、市町の意向に沿った移譲対象事務の拡充を図る。

	<p><b>(5) 広域連携の仕組みを活用した権限移譲の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>人員の確保や専門知識の習得等、単独の市町での受入れには課題があるものの、一部の地域で広域的に取り組むことで住民サービスの向上につながる事務などについて、連携協約や広域連合等の広域連携の仕組みを活用した権限移譲を県と市町で検討する。</u></li> </ul>
<p><b>4 権限移譲に伴う支援等</b></p> <p><b>(1) 権限移譲に伴う財政支援及び措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政法に基づき「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に実施する。</li> <li>・また、包括的権限移譲については、上記の財政措置に加え、一定期間を限った財政支援を検討する。</li> </ul> <p><b>(2) 権限移譲に伴う人的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるよう、県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより支援する。</li> </ul>	<p><b>4 市町に対する支援等</b></p> <p><b>(1) 権限移譲に伴う財政措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政法に基づき「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に実施する。</li> </ul> <p><b>(2) 権限移譲に伴う人的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるよう、県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより支援する。</li> </ul> <p><b>(3) その他の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市町における権限移譲の検討を支援するため、説明会や、個別訪問による相談会などを行うとともに、移譲後においても、適宜研修会を開催するなど、移譲事務が円滑に執行されるよう努める。</u></li> </ul>
<p><b>5 権限移譲にかかる手続き等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により実施する。</li> </ul>	<p><b>5 権限移譲にかかる手続き等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により実施する。</li> </ul>
<p><b>6 推進期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から平成28年度</li> </ul>	<p><b>6 推進期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から平成33年度</li> <li>・<u>推進期間内においても社会情勢が大きく変化した場合などは、県と市町のいずれかの発意により必要な見直しを行う。</u></li> </ul>
<p><b>7 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要な事項は別に定める。</li> </ul>	<p><b>7 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要な事項は別に定める。</li> </ul>



## 三重県権限移譲推進方針（第2次改定案）

### 1 方針改定の趣旨

本県では、6次にわたる一括法等、国の地方分権改革と歩調を合わせ、関連する一連の事務をまとめて移譲する包括的権限移譲により市町への権限移譲を推進してきた結果、事務の移譲が相当程度進展しました。

しかし、国における改革は、期間を区切った全国一律の集中的な取組から、地方の発意に根差した息の長い取組へと重点を移してきており、従来のように一括法による法定権限移譲に関連した事務を中心に移譲を進めることは困難となってきました。また、市町においても、近年の厳しい財政状況や行政改革による職員数の減少など、権限移譲の検討に際し個々の課題を抱えています。

このような中、県においてはこれまで以上に自発的な、詳細にわたる移譲の検討が求められています。そこで、本改定では、市町優先の原則など、従前の方針における基本的な考え方を踏襲しつつ、移譲事務の重点化を図ることにより、移譲の効果や市町の抱える課題についてより詳細に検証を行い、移譲の効果が高いと認められる事務について積極的に移譲を進め、県民・市町・県のそれぞれが移譲の成果を実感できるような権限移譲を推進していきます。

### 2 権限移譲推進の基本的考え方

#### (県と市町の役割分担のあり方)

現在進められている国の地方分権改革においては、「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、特に、住民により身近な基礎自治体を、地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付けています。

県と市町の役割分担についても、「補完性の原則」を踏まえ、市町は地域の実情に応じた行政サービスを提供し、広域自治体である県は広域にわたる事務を担うほか、必要とされる専門性を高めるなどして市町を支援し、互いに対等・協力の関係のもと、より一層連携を強化していきます。

#### (権限移譲のあり方)

権限移譲は、このような役割分担に関する基本的な認識に立ちながら、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的に、県と市町双方における行政の質の向上に寄与するものでなければなりません。

また、県は、権限移譲が円滑に行われ、移譲後、市町において適切に事務が処理されるよう配慮しなければなりません。

#### (権限移譲推進の5原則)

県は、以上のような考え方に基づき、次の5原則により権限移譲を推進します。

### ①住民の利便性向上の原則

市町との役割分担を踏まえ、住民の利便性向上に資するような権限移譲を行います。

### ②市町優先の原則

市町において、より自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能な限り包括的に権限移譲を進めることとします。

ただし、具体的に権限移譲を行う項目については、地域の実情を踏まえ、市町の意向を尊重して決定することとします。

### ③権限・財源の一体移譲の原則

権限移譲によって生じる事務処理が、市町に過度な財政負担を及ぼすことがないように、必要な財源を権限と一体で移譲します。

### ④事務処理体制適正化の原則

権限移譲を受ける市町の事務処理の体制上必要があるときは、人的支援を行うとともに、県、市町の双方にとって効果的・効率的かつ適正な組織体制を構築します。

### ⑤公正性・透明性の確保の原則

権限移譲にかかる県と市町の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きにより、公正で透明な手順で行います。

## 3 権限移譲の進め方

権限移譲は、次のとおり進めることとします。

### (1) 包括的権限移譲

権限移譲は、市町における自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が可能となるよう、関連する一連の事務をパッケージ化してまとめて移譲する「包括的権限移譲」を基本として進めることとします。

### (2) 個別的権限移譲

包括的権限移譲によらない場合で、住民の利便性や業務の効率化の面から権限移譲を行うときは、法令等に定めのある必要な項目を個別に移譲します。

### (3) 重点移譲事務の選定

住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上等、権限移譲の目的に特に寄与する事務や、一部の市町に移譲実績があり、足並みを揃えて移譲することが効果的な事務等として、市町との協議により「重点移譲事務」と位置付けたものについて、説明会や勉強会等により、地方分権担当部局と事務担当部局が一体となって重点的に権限移譲を推進します。

### (4) 移譲対象事務の拡充

市町からの提案募集を行うとともに、他府県における権限移譲の状況について分析・情報提供等を行い、市町の意向に沿った移譲対象事務の拡充を図ります。

#### (5) 広域連携の仕組みを活用した権限移譲

人員の確保や専門知識の習得等、単独の市町での受入れには課題があるものの、一部の地域で広域的に取り組むことで住民サービスの向上につながる事務などについて、連携協約や広域連合等の広域連携の仕組みを活用した権限移譲を県と市町で検討していきます。

### 4 市町に対する支援等

市町への権限移譲にあたって、県は次の支援等を行うものとします。

#### (1) 権限移譲に伴う財政措置

権限移譲の際には、地方財政法第 28 条第 1 項の規定に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に行います。

#### (2) 権限移譲に伴う人的支援

権限移譲にあたり、市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるように、必要に応じて、県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより、人的支援を行うものとします。

なお、支援の内容については、移譲事務の処理にあたって求められる専門性の程度や県・市町の手続処理体制の状況等を踏まえ、双方が協議の上決定するものとします。

#### (3) その他の支援

市町における権限移譲の検討を支援するため、説明会や、個別訪問による相談会などを行うとともに、移譲後においても、適宜研修会を開催するなど、移譲事務が円滑に執行されるよう努めます。

### 5 権限移譲にかかる手続き等

権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により行います。

### 6 推進期間

この方針に基づく推進期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までとします。

なお、推進期間内においても社会情勢が大きく変化した場合などは、県と市町のいずれかの発意により必要な見直しを行うものとします。

### 7 その他

以上に定めのあるもののほか、この方針に基づく権限移譲の実施に関し必要な事項は別に定めます。



### 3 競技力向上の取組について

#### 1 現状

本県の競技力向上対策については、平成 25 年 5 月に「三重県競技力向上対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、平成 33 年の三重とこわか国体へ向けた取組を進めています。

平成 28 年度は、中学校・高等学校運動部、大学運動部、企業・クラブチームの強化指定やトップアスリートの県内定着へ向けた就職支援、スポーツ指導員の拡充等の取組に加え、新たに成年選手の強化指定やラグビーに特化した女性アスリートの発掘・育成にも取り組んできました。

このような中、第 71 回国民体育大会（希望郷いわて国体）（以下、「岩手国体」という。）の男女総合成績については、昨年と同順位の 27 位となり、目標の 10 位台を確保できませんでした。この結果を受け、対策本部の専門委員会（ジュニア・少年選手強化、成年選手強化、企業等連絡調整）において、有識者等の委員により競技力向上の取組の成果や課題について協議を行ったところです。

#### 2 成果と課題

岩手国体の結果を受け、平成 28 年度の競技力向上の取組について、専門委員会等の意見を踏まえ、次のように成果と課題を整理しました。

- (1) 少年種別においては、ソフトテニス、ボウリング、ウエイトリフティング、レスリングなど、ジュニア期からの指導体制が確立されている競技で安定した競技力を発揮したことをはじめ、セーリング、ライフル射撃など新たな成長もありました。一方で、少年種別全体として入賞件数、競技得点ともに伸び悩んでいることから、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化に、より一層取り組む必要があります。
- (2) 成年種別においては、テニス、ソフトテニス、フェンシングなど、ジュニア期から一貫して育成・強化された成年選手が活躍した競技に加え、相撲が昭和 50 年以来の決勝進出を果たしました。  
今後は、さらに多くの競技種目が入賞できるよう、一貫指導の体制整備やトップアスリートの県内定着を図る取組などを、より一層進めていく必要があります。
- (3) 入賞を期待した競技においては、勝負どころで勝ちきるための戦略等が十分でなかったり、大会までに実力を伸ばしきれずに入賞を逃した競技がありました。こうしたことは、選手はもとより指導者の経験不足等も要因にあり、確実に入賞に結びつけることのできる指導者の養成・確保を、より一層進める必要があります。

- (4) 女子種別においては、岩手国体から新たに導入されたラグビー、レスリング、ウエイトリフティングの女子種目で入賞を果たしました。一方で、女子総合成績は、23位から39位と順位を落とす結果となりました。このことは、女子種別における競技人口が少ないこと等が要因であると考えられることから、女性アスリートの発掘・育成・強化により一層取り組む必要があります。

### 3 今後の取組

平成28年度の競技力向上に向けた取組から見えてきた課題を競技団体等と共有を図るとともに、課題解決に向けた取組を進めることで、男女総合成績10位台の確保をめざします。

- (1) 少年種別においては、「平成30年度全国高等学校総合体育大会」や「三重とわか国体」に出場する選手が、中学校・高等学校運動部における平成29年度の中心的な存在となることから、強化指定するジュニアクラブや中学校・高等学校運動部を中心に連携を図りながらジュニア・少年選手の一貫した育成を進めます。

- (2) 成年種別においては、強化指定する大学運動部、企業・クラブチームや成年選手の強化活動を支援します。

また、成年種別の競技力をより一層引き上げるため、トップアスリートを県内に定着させるための就職支援について、戦略的、計画的に取組を進めます。

- (3) スポーツ指導員や特別コーチを活用した競技力向上に引き続き取り組むとともに、指導者の研修や自己研鑽の機会を充実するなど、確実に入賞できる選手・チームを育成・強化できるよう、指導者の資質向上を図る取組を進めます。

- (4) 女子種別においては、女性アスリートの発掘に努めるとともに、優れた指導者による育成・強化が必要なことから、研修会の実施や専門家の派遣などを通じて、女性アスリートの指導者の資質向上を図る取組を進めます。

また、女子ラグビーに特化して発掘した選手については、JSC（独立行政法人 日本スポーツ振興センター）等関係団体と連携しながら、国内外の大会で活躍できるアスリートとして育成していきます。

参考資料

国民体育大会における天皇杯順位・入賞数・競技得点の推移

【総合順位】

回	第66回 (H23)	第67回 (H24)	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)
天皇杯 (男女総合成績)	32	38	41	32	27	27
皇后杯 (女子総合成績)	44	45	39	38	23	39

【成年入賞数】

回		第66回 (H23)	第67回 (H24)	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)
団体	成年男子	10	6	6	3	6	6
	成年女子	0	2	1	0	3	3
	小計	10	8	7	3	9	9
個人	成年男子	16	12	14	19	20	28
	成年女子	3	3	4	3	6	5
	小計	19	15	18	22	26	33
計		29	23	25	25	35	42

【成年競技得点】

回		第66回 (H23)	第67回 (H24)	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)
団体	成年男子	157.0	140.0	59.5	51.0	67.0	104.0
	成年女子	0.0	15.0	3.0	0.0	94.0	55.0
	小計	157.0	155.0	62.5	51.0	161.0	159.0
個人	成年男子	46.0	59.0	66.5	83.5	96.0	132.0
	成年女子	14.0	10.0	20.0	10.0	31.0	25.5
	小計	60.0	69.0	86.5	93.5	127.0	157.5
計 (参加点除く)		217.0	224.0	149.0	144.5	288.0	316.5

【少年入賞数】

回		第66回 (H23)	第67回 (H24)	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)
団体	少年男子	4	3	4	2	2	3
	少年女子	3	2	3	5	4	2
	小計	7	5	7	7	6	5
個人	少年男子	22	22	15	21	17	16
	少年女子	4	0	4	2	4	3
	小計	26	22	19	23	21	19
計		33	27	26	30	27	24

【少年競技得点】

回		第66回 (H23)	第67回 (H24)	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)
団体	少年男子	84.0	45.0	47.0	33.0	33.0	73.0
	少年女子	50.5	25.0	65.0	139.0	75.0	33.0
	小計	134.5	70.0	112.0	172.0	108.0	106.0
個人	少年男子	102.5	108.5	78.5	108.5	110.0	91.5
	少年女子	14.5	0.0	15.5	9.0	12.0	6.0
	小計	117.0	108.5	94.0	118	122.0	97.5
計 (参加点除く)		251.5	178.5	206.0	289.5	230.0	203.5



## 4 南部地域の活性化に向けた取組について

### 1 南部地域活性化基金等を活用した取組

三重県では、南部地域活性化基金や国の地方創生に係る各種交付金等を活用しながら、「住み続けたいくなる取組」、「戻りたいくなる取組」、「暮らしたいくなる取組」の3つを柱に複数の市町が連携した取組を支援しています。平成28年度の主な取組の実施状況は別紙及び次のとおりです。

#### (1) 子どもの地域学習推進事業（高校生地域人材育成事業「尾鷲高校まちいく」）

南部地域は進学等により、多くの若者が地域を離れることから、一旦地域を離れても、将来、就職、結婚、子育て等の段階で戻って来てもらえるよう、若者が地域を知り、地域のことを考えることで地域への愛着を育む、尾鷲市と紀北町が連携した取組を支援しています。

具体的には、尾鷲高校プログレッシブコースの生徒を対象に、尾鷲市では梶賀町をフィールドに「大数に従事する人材の確保、特産品(あぶり)の販路拡大と後継者の確保」について、紀北町では三浦地区をフィールドに「三浦の魅力発見と都市部との交流」をテーマに、現地調査とグループディスカッションを行っています。その成果は平成29年2月に、地域の方や県、市町等関係機関が参加する報告会の場で発表することとしています。

また、同校システム工学科の生徒が「あぶり」コンロを3台製作し、文化祭において梶賀町の人たちと一緒に実演試食会を行うなど「まちいく」に参加した生徒だけでなく、学校全体に広がりを見せており、販路拡大等について地域から感謝の声が出ています。

#### (2) 伊勢から熊野を結ぶバイク旅促進事業（バイク旅フェスティバルの開催結果）

南部地域への集客交流を促進するため、南部地域の10市町が連携し取組を進めているバイク旅促進事業について、11月20日(日)に度会町において「南三重 したみち よりみち バイク旅」フェスティバルを開催しました。

当日は約3,000人の参加があり、南部地域の観光PRや地域産品の試食・販売等、地域の魅力を県内外から来場した多くのライダーに発信しました。

バイク旅促進事業については、今回のイベントや9月に発行したツーリングガイドに加え、南部地域を実際にツーリングしたライダー等による情報がブログや動画サイト等で公開されており、ライダーやバイク関係者の間で、南部地域への注目度が急速に高まりつつあります。

今後は、市町、関係部局、バイク関係者等との連携をさらに強化しながら情報発信を進めるとともに、おもてなし等受入体制の強化・充実を図ります。

【開催概要】

- ・ 開催日時 平成 28 年 11 月 20 日(日) 9 時～15 時
- ・ 開催場所 宮リバー度会パーク(度会町)
- ・ 開催内容 南部地域の観光PR、地域産品の試食・販売、伝統芸能の披露等
- ・ 参加者数 約 3,000 人
- ・ 来場者アンケート概要(回答者 492 名)
  - 回答者のうち県外からの参加者 50%
  - 県外の内訳は、関西圏 56.6%、中部圏 37.3%、首都圏 5.3%、その他 0.8%
  - 参加者のうち 40 歳代と 50 歳代が 64.0%



## 2 東紀州地域の観光・産業振興等の取組状況

熊野古道世界遺産登録 10 周年による賑わいを継続し、次の 15 周年(平成 31 年)を見据えて、受入体制の充実、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり等の取組を進めるとともに、地域の資源や魅力を生かした観光や産業の振興に取り組んでいます。

また、熊野古道センター、紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部」を活用して集客交流の促進に取り組んでいます。

### (1) 熊野古道への来訪促進

熊野古道伊勢路を「守ろう」、「歩こう」、「知ろう」を 3 本柱に、外国人旅行者を含む交流人口の拡大に取り組んでいます。

特に、インバウンドへの対応として、熊野古道ウォーキングや各種体験を内容とする外国人モニターツアーを、10 月に紀北地域で、11 月に紀南地域で実施し、それぞれ欧米系外国人 5 人の参加がありました。

参加者からは、「熊野古道は石畳や地蔵など日本ならではの風景を堪能できるところ」、「玄関では靴を脱ぐなど日本の習慣を英語で説明してもらえると親切」、「東紀州の良さを知ってもらうため、もっと英語で PR する必要がある」といった意見をいただきました。

今後、こうした意見をもとに、一層の PR に努めるとともに、地域のおもてなしのレベルアップにつなげていくこととしています。

### (2) 東紀州地域振興公社の取組

#### ① 世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進事業

東紀州地域振興公社では、海外向けの情報発信や海外セールス、地域における観光DMO設立に向けた人材育成に取り組んでいます。

9 月には観光事業関係者等が、岐阜県における日本版DMO候補法人による先進的な取組である「長良川おんぱく」を視察しました。

また、11 月 7 日から 10 日にかけて、訪日客が多い台湾を 5 市町長等が訪問し、台湾政府交通部観光局、台湾観光協会等と意見交換を行い、旅行会社やメディアへの観光説明会・商談会を開催しました。さらに、これに参加しなかった旅行会社やメディアを訪問し、台湾からの誘客に向けた働きかけを行うとともに、百貨店も訪問し、地域特産品のトップセールスを行いました。

今後は、台湾でのトップセールス先である旅行会社・バイヤー等を対象に招へいツアーを行い、世界遺産熊野古道をはじめとする地域資源や地域産品等、東紀州地域の魅力を強力にアピールしていきます。

#### ② 東紀州産業活性化事業

東紀州地域の産品について、市場・バイヤーに注目され、新規販路開拓につながるよう事業者の支援に取り組んでおり、11 月末現在で 28 事業者が参加してい

ます。

9月から参加事業者に対する現地調査を行い、これをもとに商品情報のデータベース化を進めており、11月末現在で70品目を登録しました。現在、バイヤー等への効果的なマッチングを進めているところです。

今後は、引き続き参加事業者の掘り起こしを行うとともに、データベース化を進めるなかで明らかになった商品の強み、弱みを明確にしなが、参加事業者との勉強会を開催し、商品のブラッシュアップを図ります。また、地域資源を活用した新商品開発の支援を行います。

### (3) 熊野古道センター10周年記念事業

熊野古道センターでは、平成29年1月21日(土)に開館10周年記念イベントを開催します。

主な内容としては、「熊野古道(伊勢路)」、「尾鷲ヒノキ」をテーマとしたシンポジウムを行います。

特に、「熊野古道」をテーマとしたシンポジウムでは、一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューローで情報発信や受入体制のレベルアップに取り組んでいるブラッド・トウル氏などを招へいし、外国人の視点で熊野古道伊勢路の魅力を再確認するとともに、インバウンドの受入環境の整備に向けた課題や方策等について意見交換を行います。

#### 【その他の主な内容】

- ・伊勢志摩サミットで活用された尾鷲ヒノキの円卓里帰り展示(1/21~1/29)
- ・食のイベント(1/21)

#### 【関連イベント】

- ・記念企画展「熊野古道センター10年の歩み」(12/17~2/26)
- ・「熊野古道伊勢路踏破ウォーク~いざ聖地熊野へ~」(1/7、1/14、1/21、2/25、3/4、3/11)
- ・記念コンサート(2/18)

事業名	関係市町等	取組状況
東紀州魅力アップ促進事業	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	<p>《事業概要》 語り部案内を組み込んだ峠間シャトルの運行等、東紀州地域の5市町が連携して行う熊野古道を活用した地域の魅力アップを図る取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 熊野古道へのアクセス向上を図るため、10月から3月上旬までの週末を中心にJRの駅や高速バスの停留所等と、熊野古道の登り口・降り口を結ぶシャトルを運行</p>
ふるさと納税南部まるごと発信事業	南部地域13市町	<p>《事業概要》 南部地域の市町が連携して行う、ふるさと納税を活用した地域の魅力発信の取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 歴史・文化や食、観光情報など南部地域の魅力を紹介したふるさと納税のガイドブック(3万5千部)を10月に発行し、うち2万1千部を東海4県の郵便局に配置。9月に大阪、10月に横浜、11月に三重テラスでPRイベントを実施</p>
伊勢から熊野を結ぶバイク旅促進事業	尾鷲市、熊野市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	<p>《事業概要》 豊かな自然や文化に恵まれた南部地域の食や景観等、地域の魅力をライダーに向けて情報発信し、南部地域へのバイク旅を促進することで、交流人口の増加、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《取組状況》 9月にツーリングガイド(4万部)を発行し、サービスエリアや道の駅、バイクショップ等に配布するとともに、神戸市で開催された「第4回BIKE LOVE FORUM」に参加・出展。また、9月から2月までスタンプラリーを実施。11月に度会町でPRイベントを開催</p>
漁協連携による相互移動販売促進事業	伊勢市、大紀町	<p>《事業概要》 地元水産物の販路拡大と高齢者等買い物弱者の利便性の向上を図るため、伊勢湾漁業協同組合と三重外湾漁業協同組合本所錦事業所が連携して行う漁獲物の相互提供による移動販売の取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 伊勢湾漁協は7月から、三重外湾漁協は8月から移動販売を実施</p>
人材育成推進事業	南部地域13市町	<p>《事業概要》 集落の活性化に向け、地域づくりや地域の主体的な取組をサポートする人材を育成するとともに、事例の発表や交流の場を設けることで、ネットワーク化を図る。</p> <p>《取組状況》 8月29日に第1回を開催し、平成29年1月まで合計7回、慶応義塾大学の教授等による連続講座を開催</p>
地域おこし協力隊等支援事業	地域おこし協力隊導入市町等	<p>《事業概要》 地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う地域おこし協力隊の活動や定住に向けた取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 鳥羽市や大台町、南伊勢町など10市町が6月に東京の移住相談センターで地域おこし協力隊の募集説明会を実施(18組21名の相談)。12月及び1月に研修会開催予定</p>

子どもの地域学習推進事業	高校生地域人材育成事業	尾鷲市、紀北町	<p>《事業概要》 高校生を対象に、進学等により一旦地域を離れても、将来Uターンしたくなるような、地域への愛着を育む取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 三重大学と連携し、尾鷲高校の生徒が尾鷲市(梶賀)と紀北町(三浦)の2地域をフィールドに地域の課題とその解決策について検討 6月オリエンテーション、8月現地調査、9月グループ討議、2月発表</p>
	小学生地域魅力発見事業	大台町、大紀町	<p>《事業概要》 小学生を対象に総合学習の場を活用して、地域の魅力を発見し、学ぶことにより、地域への愛着や愛郷心を育む取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 宮川小学校(大台町)、七保小学校(大紀町)の児童を対象に、地域の自然、暮らし、産業等について、現場学習や体験学習を実施中(5月～3月)。両校合わせて18回開催</p>
南部の輝くライフスタイル発信事業	南部地域13市町	<p>《事業概要》 南部地域で生き生きと充実した生活を送る若者にスポットを当て、そのライフスタイルを広く情報発信し、南部地域ならではの働き方や暮らすことの魅力を提案することで、若者のU・ターンにつなげる。</p> <p>《取組状況》 首都圏、関西圏の大学生と南部地域で生き生きと暮らす若者の意見交換会(座談会)を東京(1月)と大阪(2月)で開催予定</p>	
第一次産業の担い手確保対策事業	熊野市、御浜町、紀宝町、JA三重南紀	<p>《事業概要》 柑橘農家の担い手を確保するため、「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」が実施する就業希望者向けの基盤整備や情報発信等の取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 大阪(6月)、津市(7月)、東京(9月)、名古屋(9月)で就農相談を実施。10月に農業体験会を御浜町で開催</p>	
出逢い・結婚支援事業	伊勢市、鳥羽市、熊野市、大台町、玉城町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	<p>《事業概要》 少子化対策や定住促進の観点から、市町が行う出逢い・結婚支援の取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 各市町において出逢い・結婚支援事業を実施中 【実施状況】 6月:紀北町、紀宝町、9月:大台町、10月:伊勢市、11月:鳥羽市、玉城町、南伊勢町、紀北町、12月:御浜町</p>	
地域の企業と大学生マッチング支援事業	尾鷲市、紀北町	<p>《事業概要》 若者の地域の産業への理解を深め、就職につなげるため、大学生を対象に地域の中小企業等を訪問し、経営者等と意見交換を行う取組に対して支援を行う。</p> <p>《取組状況》 9月に、三重大学、立命館大学、愛知学院大学の学生34名が地域の企業訪問を実施するとともに、交流会を行い、中小企業の経営者や地元で働くU・ターン者等と意見交換を実施</p>	

5 審議会等の審議状況  
(平成28年9月15日～平成28年11月20日)

1 審議会等の名称	三重県立ゆめドームうへの指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成28年10月5日 (第2回)
3 委員	委員長 高橋 秀治 委員長代理 山出 美材 委員 辻村 美樹 他2名
4 諮問事項	三重県立ゆめドームうへの指定管理者の指定を受けようとする者から提出された事業計画書等の審査について
5 調査審議結果	申請者からの応募概要説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立ゆめドームうへの指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成28年10月18日 (第3回)
3 委員	委員長 高橋 秀治 委員長代理 山出 美材 委員 辻村 美樹 他2名
4 諮問事項	・三重県立ゆめドームうへのにおける指定管理者の候補者選定について ・その他指定管理者の選定を行うにあたって必要な事項について
5 調査審議結果	・申請者の総合審査及び指定管理候補者の選定を行った。 ・三重県立ゆめドームうへの指定管理者選定委員会意見書の審議を行った。
6 備考	

三重県立熊野古道センターは、

2017年2月10日で開館10周年を迎えます。

これまでに開催した企画展をはじめとする様々な事業について、  
パネルや写真、映像等で紹介します。

2016  
**12.17** sat > **2.26** sun  
2017

◎開館時間=9:00>17:00 ◎休館日=12月31日、1月1日

三重県立熊野古道センター 企画展示室

入場無料

座談会

「若い世代に伝えたい、地域の宝としての熊野古道」

世界遺産に登録される前から熊野古道を歩き、  
現在も語り部として活躍する案内のスペシャリストたちによる談議から、  
これからの熊野古道について考えます。

2017年1月8日(日) 13:30>15:00

三重県立熊野古道センター 映像ホールにて

参加無料/定員100名(要申込・先着順)

【パネラー】川口有三氏(熊野古道語り部友の会会長)/中井大弼氏(熊野古道語り部友の会会員)

大川善士氏(熊野古道語り部友の会会員)/川邑まつよ氏(熊野古道語り部友の会会員)

【コーディネーター】宮本秀男(三重県立熊野古道センター主任コーディネーター)

申込受付:2016年12月8日(木)より ※定員になり次第終了

講演会

「熊野古道の神々と仏たち」

紀伊山地の豊かな自然から生まれた自然信仰は、仏教と結びつき多神教へと変化しました。  
日本信仰の歴史について、熊野三山の一つ、那智山を例に解説します。

2017年2月5日(日) 13:30>15:00

三重県立熊野古道センター 映像ホールにて

参加無料/定員100名(要申込・先着順)

【講師】川端守(三重県立熊野古道センター長)

申込受付:2017年1月5日(木)より ※定員になり次第終了

主催:三重県立熊野古道センター

熊野古道センター  
10年の歩み

開館10周年記念企画展



三重県立熊野古道センター  
Mie Prefecture KUMANO KODO CENTER

〒519-3625 三重県尾鷲市向井12-4  
TEL 0597-25-2666 FAX 0597-25-2667  
info@kumanokodocenter.com http://www.kumanokodocenter.com/